

法学部

1. 法学部の使命・目的・教育目標

【現状の説明】

「同志社大学設立の旨意」に明確に謳われているとおり、同志社大学は、「良心を手腕に運用する人材」の育成を建学の目的とし、それを具現するために、キリスト教主義・自由主義・国際主義を教育理念の柱としている。法学部は、1891年（明治24）に開設された政法学校以来の伝統をもつが、戦後、新制度のもとにあらためて同志社大学法学部としてスタートし、今日にいたっている。

その間、意を注いだのは変転する時代のなかで、学生諸君に時代の行方を洞察させ、さらにそのときどきの社会の具体的な矛盾や問題点を解明させ、それらに対する解決能力を培わせることであった。この姿勢は現在でも変わらない。もっとも、これは法律学や政治学を単なる知識として学習させることによっては得られない。学生一人一人が「良心の全身に充満した」人間として自立し、偏見にとらわれない強靱な批判精神をもつことによって、はじめて可能となる。

また、本学に限らず、大学教育は今日、学生の卒業後の職業生活設計（キャリア設計）の礎となりうる教育を提供することを社会的に要請されている。法学部は、そのような要請が最も高い学部の一つであると同時に、そうした要請によく応えうる学部である。こうした観点から、2004年度入学生より新カリキュラムを編成し、学生のキャリア設計に応えうるよう、様々な工夫を凝らす改革を行った（法律学科におけるパッケージ科目制、政治学科におけるコース制、他学部科目の履修を副専攻として認定する副専攻制度、学部導入段階の少数教育＝法律学科における「リーガル・リサーチ」、政治学科における「政治学入門」の設置など）。もちろん、こうしたキャリア支援の理念も、究極的には、同志社大学法学部出身者として、「良心の全身に充満した人材」を送り出すことを念頭に置いている。

法学部の理念、目的、教育目標等は、大学の発行する大学案内や入試関連パンフレットあるいはWeb（<http://law.doshisha.ac.jp/>）によって広く社会に公表されている。

【点検・評価 長所と問題点】

新カリキュラムが適用される学生は、2005年3月段階で未だ1回生であり、その成果は、彼らが法学部の4年間を修了するまで待たなければならない。しかし、学生の反応としては、パッケージ科目制・コース制ともに好評であり、副専攻パッケージの申請者も予想を超える人数を数えるなど、中間的評価としては、積極的に評価できるものと判断できる。

なお人材養成の観点からみれば、卒業生は、一般企業などへ進む者以外に、法曹、企業法務、官公庁、国際的諸機関等へ就職する者が増え、最近ではきわめて多様な人材を送り出すことができるようになった。特に、大学院法学研究科前期課程修了生を含めて、企業法務や企業人事に進む人材が増えている。法学部としての努力の成果であり、この成果をさらに充実したものに発展させていきたいと考えている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

法律学や政治学を単なる知識としてではなく、創立者新島が示したように、卒業生一人ひとりが「良心の全身に充満した」人間として、社会の多様な分野で、有意の存在となって活躍することを基本に据えて、さらなる発展を企図したい。

学部（2004年度）、大学院（公法学専攻・私法学専攻が2005年度、政治学専攻が2006年度）で相次いでなされることになったカリキュラムの改革は、7年後には、その成果が具体的に問われることになるだろう。何よりも、その成否は、本学部が試みている第三者評価や今後実施する産学共同プログラム（文部科学省現代GP「企業法務プロフェッショナル育成」）などを通じて、社会からの客観的な評価となって現れてくるだろう。

これまで司法試験の存在が無意識のうちに呪縛となっていた法学部教育（とりわけ、法律学科）は、法科大学院（司法研究科）が発足したことで、むしろ本来あるべき姿を実施しやすくなったといえる。すなわち、法律学、政治学を治め良識あるゼネラリストとして社会で活躍する素地をもった人材を育成することで、まずは両学科とも学部教育に一定の完結性をもたせるべきことが明らかになったからである。

しかし、社会が複雑化した今日、高度の専門性をもった人材の育成の必要性も高まっており、学部と大学院との連続性がより求められる時代となっていることに鑑み、大学院教育の充実を一層進めるべきことも当然である。今後は、少なくとも法学部生の2割程度は、大学院（法学研究科、司法研究科、他研究科、他大学大学院を問わず）進学に目を向けさせて行かなければならない。こうした法学部の使命を実現していくには、少なくとも2校地に分断された法学部教の教育体制の見直しを含め、教員の研究教育環境を整備し、また学生の勉学環境も充実させていくことが必要である。教員全員が、個々人の研究・教育のほかに、こうした将来の体制についても目を向けることが大切である。そして、本学部到现在寄せられている評価をより一層高める意味で、外部資金を着実に獲得できるよう、研究・教育のプロジェクトを途絶えさせることなく実施していく。

2. 教育研究組織

第1章「同志社大学の理念と教育研究組織」に記載する。

3. 学士課程の教育内容・方法等

3-（1）教育課程等

3-（1）-① 学部・学科等の教育課程

a 学部新カリキュラムの策定

【現状の説明】

法学部では、学生の自主性を尊重し、法律学・政治学に係わる幅広い専門科目・教養科目を体系的に修めさせる一方で、高度な専門的知識や実務能力を身につけさせることを教育の目的にしている。より具体的には、学生の自主性を尊重しつつも、バランスのとれた履修を行わせること、学部・大学院の連携を重視すること、外国語教育を重視しつつ、これを法学・政治学専門科目とリンクさせることなどである。

2004年度に、学生の将来のキャリア設計の支援という観点からカリキュラム改革を行った。その骨子は以下のとおりである。

- ① 法律学科・政治学科ともに、専門科目の履修を早い時期から行えるようカリキュラムを変更した。すなわち、第3 Semester（2年次春学期）までに、基礎科目を設置し、全分野について一とおりに履修を終わらせる。そのため、基礎科目は学生全員に登録を義務づけている。その上で、第4 Semester（2年次秋学期）から、より高度な内容

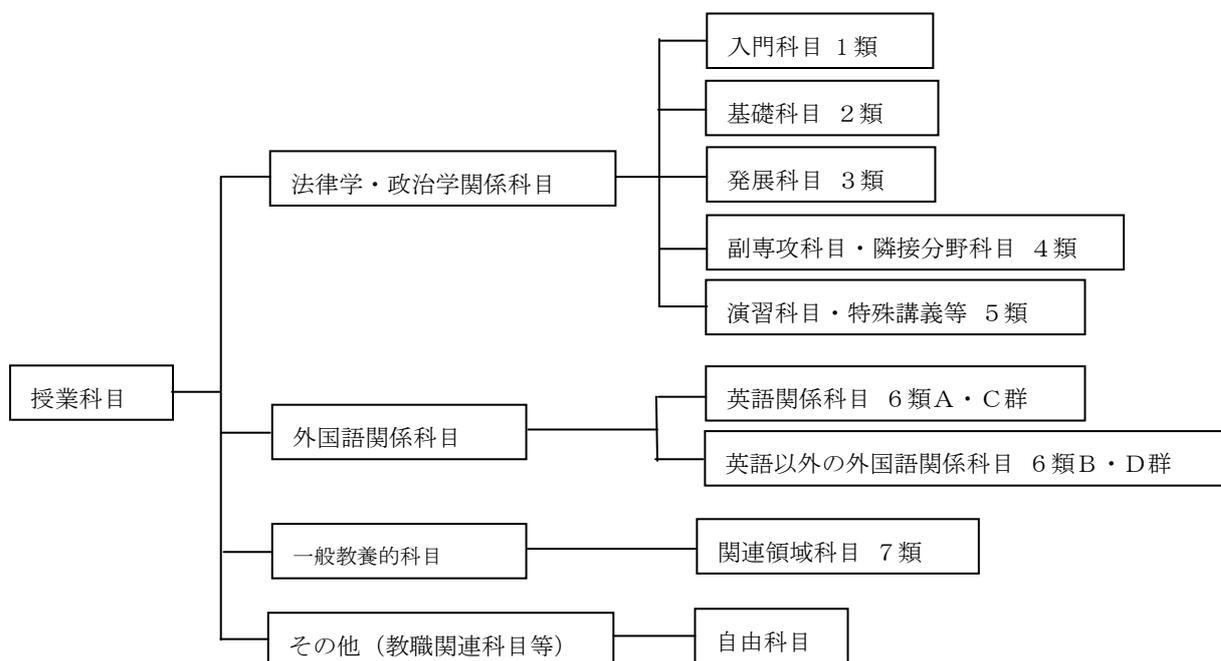
の発展科目を履修させる。

- ② 法律学科では、将来のキャリア（進路）に即して専門科目を履修できるよう、14種類のパッケージを用意し、1パッケージの完修を義務づける。この結果、学生の自主性の尊重という側面は薄れるが、キャリア設計の支援という観点から改革に踏み切った。
- ③ 政治学科では、パッケージ制はないが、「国際関係コース」「現代政治コース」「歴史・思想コース」の3コースを設置し、選択履修させる。やはり、学生のキャリア設計支援という趣旨によるものである。
- ④ 学部における1年次の導入教育（第1セメスター）として、法律学科では「リーガル・リサーチ」、政治学科では「政治学入門」を設置し、1クラス当たり40人程度の規模での少人数教育を行っている。導入教育を担うと同時に、学生間および教員と学生間のコミュニケーションを促す機能ももたせている。
- ⑤ 従来は「法学演習」というやや教養科目的な位置づけであった2年次秋学期（第4セメスター）の演習を専門演習に再編成した。専門科目を早い時期から履修させるという基本方針に基づく措置である。
- ⑥ 自学科の専門科目を学生のキャリア設計支援の主たる柱としつつ、学生自身の付加価値を高めるため、副専攻制度を創設した。これは、法学部他学科（法律学科から見れば政治学科、政治学科から見れば法律学科）および本学他学部の科目をパッケージ単位で履修させ、完修した場合は、所属学科以外の専門的科目を体系的に学習したという意味での「副専攻」資格を与える制度である。ただし、法律学科では、完全履修できなかった場合、7類科目（教養的科目）の必要単位数に算入する。現在のところ、法律学科から14パッケージ、政治学科から2パッケージ、商学部から5パッケージ、政策学部から2パッケージ、保健体育パートから1パッケージを提供している。
- ⑦ このほか、4年次生については、さらに高度な専門教育の提供という見地から、第8セメスター（4年次秋学期）に「ハイブリッド科目」（学際的科目を提供予定）および第7・8セメスターに「大学院設置科目」を設置している。後者は、従来からの方針である学部・大学院教育の連携を継承したものである。なお、「大学院設置科目」の学部生による履修に関して、その履修条件等の詳細については、学部生のカリキュラム習熟度などを考慮し、今後検討することになっている。

【点検・評価及び改善・改革の方策】

新カリキュラムの概要は以上のとおりであるが、これを要約すれば、入学段階の導入教育を実施した上、専門科目を早い時期から履修させるとともに、他学科・他学部科目の履修によって付加価値を修得させるというものである。これは、法学部の教育理念である「専門性を備えつつ、良心を発揮できる人材の養成」を具体化したものである。前記のとおり、その成果を検証できる段階には未だ到達していないが、新カリキュラムについては、多様な観点から多くの議論を重ねた上に考案されたものであり、法学部の教育理念を促進する上で適切なものと考えている。学校教育法52条および大学設置基準19条の趣旨に適合しているものとする。新カリキュラムの実施状況をふまえて、さらに改善を進めていきたい。

図 1. 法学部のカリキュラムにおける科目の区分



b 専門教育的授業科目・一般教養的授業科目・外国語科目などの編成

【現状の説明】

専門科目を1類から5類に、外国語科目を6類に、一般教養的科目を7類に配置している。

1類～5類のうち、1類は入門科目であり、入学直後の導入教育科目に当たる。2類を基礎科目、3類を発展科目とし、学生が法律学・政治学を体系的に学ぶことができるよう配慮している。また前記のとおり、発展科目（3類）を2年次秋学期から履修できるようにし、専門科目の教育に力を入れている。法律学科のパッケージ科目は、この3類に設置している。4類は、これも前述した副専攻科目ないし隣接分野科目であり、5類は、専門演習および特殊講義が中心となる。

6類に配置している外国語科目は、通常の語学科目のほか、法学部専任教員を初め、法学・政治学を専門とする教員が担当する原典講読を含んでいる。これは、国際性の重視という学部の教育理念に基づき、学生に語学力を修得させるとともに、法律学・政治学関係の文献を講読させることにより、専門教育の一環として法律学・政治学の基礎的な理解力を養成することを狙っているものであり、法学部が以前から重視してきた領域である。

7類は、一般教養的授業科目や保健体育科目を中心とし、幅広い教養および総合的判断力や人間性を身に付けさせる場としている。また、他の類で必要単位数を超えた場合に算入できる仕組みをとっている。さらに、同志社人としての素養およびアイデンティティを高めるための科目群として「同志社科目」を設置している。

倫理性を培う教育については、本学の建学の精神である「キリスト教主義」に基づき、「神学」、「宗教学」、「人権と差別」などの宗教・倫理教育に関する科目を7類科目として設置している。また、情報倫理に関しては、正課授業とは別に「情報倫理講座」が

開催されており、新入生は本講座を受講し、認定試験に合格することにより、本学の学術情報ネットワークの利用が認められるなど、情報倫理意識の高揚に努めている。

卒業に必要な総単位数中、法律学科では、2類につき26単位以上、3類につき52単位以上、6類につき16単位以上、7類につき34単位以上を、政治学科では1～3類につき70単位以上、6類につき16単位以上、7類につき42単位以上を履修するものとなっている。

1類に配置している入門科目は、法律学科では「リーガル・リサーチ」、政治学科では「政治学入門」であるが、少人数教育に重点を置き、専任教員が40名程度のクラスを担当する方式をとることによって、入門教育の責任体制を確立している。

表1. 卒業必要単位数に占める専門教育的科目、一般教養的科目、外国語科目の割合

	卒業所要単位数	専門教育的科目		一般教養的科目		外国語科目	
	単位数	単位数	比率	単位数	比率	単位数	比率
法律学科	128	78	60.9%	34	26.6%	16	12.5%

	卒業所要単位数	専門教育的科目		一般教養的科目		外国語科目	
	単位数	単位数	比率	単位数	比率	単位数	比率
政治学科	128	70	54.7%	42	32.8%	16	12.5%

【点検・評価 長所と問題点】

カリキュラムの編成については、必要単位数の配分を含め、問題ないとする。課題は、法学部の教育理念とそれに基づくカリキュラムの意図をいかに学生に伝達していくかであろう。また、専門科目の履修を重視した結果、客観的に見れば、一般教養的授業科目の位置づけが弱いという印象を与えるかもしれない。さらに、4年次のハイブリッド科目群は科目が未確定な状況であり、従来から存在する大学院設置科目については、学部学生の履修状況は必ずしもよいとはいえない。これらの点については、さらに検討していきたい。

【将来の改善・改革に向けた方策】

カリキュラムの意図の伝達や、大学院設置科目の履修に関しては、学生に対するガイダンスが不可欠であり、今後、その頻度や方法を検討していく必要がある。ハイブリッド科目群については、現在、鋭意検討中である。

3 - (1) - ② カリキュラムにおける高・大の接続

【現状の説明】

前述したとおり、法学部新カリキュラムにおいては、入学直後の導入教育に力を入れ、法律学科において「リーガル・リサーチ」を、政治学科では「政治学入門」を設置し、特に法律学科における「リーガル・リサーチ」は全員に登録を義務付けている科目である。これらの科目では、少人数教育体制を採用して専任教員が担当し、法律学・政治学の基本的知識、文献・データ・判例等の調査方法、プレゼンテーションの手法等について授業を行い、導入教育に充てている。「リーガル・リサーチ」の場合、16程度のクラスとなるが、各クラスの担当者は、教育内容・方法を標準化するため、予め連絡調整を行った上で、担当クラスの授業計画を作成している。また法律学科では、別途「リーガル・トピックス」を設置し、各専任教員が担当分野について最先端のトピックスを取り上げて交代で授業す

る講義科目も設置している。これらも登録を義務付けている科目である。

【点検・評価 長所と問題点】

入門科目は、大規模校ということもあって従来は手薄であった導入教育に踏み切ったものである。昨年の実績によれば、学生間のコミュニケーション作り（友人作り）という点も含めて好評であり、一定の成果を挙げていると考える。問題点としては、特に法律学科の「リーガル・リサーチ」の場合、少人数とはいえ約40名という学生数であるため、少人数教育が徹底された状況とはいえず、教員負担もかなり大きいという点がある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

「リーガル・リサーチ」については、教員数の確保等によって少人数教育の実を挙げるほか、クラスごとのばらつきを避けるため、教員間で教育内容・方法の標準化を含めたFD活動をさらに進めていきたい。

3-(1)-③ カリキュラムと国家試験

【現状の説明】

法学部では、従来から、司法試験に向けた教育にも力を入れ、自由科目として「司法特講」を開設し、さらに正課外の講座として「法職講座」を開講してきた。その成果として、近年は、毎年の司法試験で常に全国10位以内を確保している。2004年の実績は、受験者数1,475名、最終合格者数30名、合格率は2.03%である。

公務員試験を目指している学生を対象としては、「行政と法」、「外交と法」のパッケージを新カリキュラムに設置し、また自由科目として、司法試験を念頭においた司法特講とは別に、「公務特講」を開設している。

【点検・評価 長所と問題点】

現行司法試験では、短答式合格者数に比較して最終合格者数が低めとなっている点が課題である。もっとも、司法試験の主流は新司法試験に移行し、法科大学院もスタートしているため、法学部と法科大学院の連携を強めることが課題となっている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

新カリキュラムにおけるパッケージ科目に、法科大学院進学も視野に収めたパッケージ（「民事司法」「刑事司法」）を設置したほか、「司法特講」を改編し、法科大学院進学に向けた科目として再スタートさせる予定である。

3-(1)-④ インターンシップ、ボランティア

【現状の説明】

学部として特にインターンシップに取り組んでいるわけではないが、大学院科目として設置している「リーガル・フィールドワーク」（企業法務へのインターンシップを正規科目として認定するもの）への学部学生の参加を認めている。ただし数は少ない。

【点検・評価 長所と問題点】

法学部では現在、大学院改革とともに、企業法務との連携を強化する方向で新たな教育プログラム（「企業法務プロフェッショナル育成プログラム」の開発・実践）を計画しており、その一環として、課題志向型の新型インターンシップ（学部向けの「リーガル・フィールドワーク」）を導入することを予定している。

【将来の改善・改革に向けた方策】

上記プログラムについては、「平成 17 年度文部科学省 現代的教育ニーズ取り組み支援プログラム」として採択され、これを受けリーガル・フィールドワークの実現に向けて具体的検討に入っている。

3 - (1) - ⑤ 履修科目の区分

【現状の説明】

従来のカリキュラムでは、学生の自主的選択を尊重する観点から、特に必修科目を設置してこなかったが、新カリキュラムでは、特に法律学科において、学生のキャリア設計の支援および導入教育の重視という観点に立って、一種の必修科目の性格をもった科目を設置している。前述した「リーガル・リサーチ」「リーガル・トピックス」のほか、基礎科目について、全科目の登録を義務付けている。

さらに、パッケージ科目のうち 1 パッケージは完修を義務づけるため、一種の必修科目となっている。

表 2. 各学科における卒業必要単位中の各類型ごとの必要単位数 (2004 年度生)

(1) 法律学科

科目区分	1 類	2 類	3 類		4 類	5 類	6 類		7 類	合計
	入門科目	基礎科目	発展科目	発展科目 パッケージ	副専攻科目	A～D 群	英語	英語以外	A～D 群	
単位数	(注 1)	26 以上 (注 2)	52 以上 (注 3)		(注 4)	(注 1)	8 以上	8 以上	34 以上	128 以上

(注 1) 修得単位は 7 類の単位に算入。

(注 2) 26 単位以上修得した場合は、3 類の単位に算入。

(注 3) 1 パッケージ 16 単位を必修。

(注 4) 1 パッケージ 20 単位を完修すれば 3 類の単位に算入、完修できない場合は 7 類の単位に算入。

(2) 政治学科

科目区分	1 類	2 類	3 類 (発展科目)			4 類	5 類	6 類		7 類	合計
	入門科目	基礎科目	A 群	B 群	C 群	隣接分野	演習科目	英語	英語以外	A～E 群	
単位数	20 以上		4 以上	4 以上	4 以上	(注 2)		8 以上	8 以上	42 以上	128 以上
			22 以上 (注 1)								
			70 以上								

(注 1) 3 類では「国際関係コース」を選択した場合は A 群科目を 14 単位以上、「現代政治コース」を選択した場合は B 群科目を 14 単位以上、「歴史・思想コース」を選択した場合は C 群科目を 14 単位以上履修。

(注 2) 4 類, 5 類は必要単位を定めていないが、履修した単位は 1 類～5 類の合計 70 単位以上に算入。

【点検・評価及び改善・改革の方策】

新カリキュラム、特に法律学科では、登録を義務付けている科目や学生の選択したパッケージ科目を履修しなければならないこともあり、学生の選択上の自由度は後退したが、キャリア設計の支援という観点からは適切な改革であると評価している。新カリキュラムの理念の実現状況を見ていく。

3 - (1) - ⑥ 授業形態と単位の関係

【現状の説明】

本学の授業科目の単位数は、学則第9条第3項に基づき、①「講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本大学が定める時間の授業をもって1単位」、②「実験、実習、実技等については、30時間から45時間までの範囲で本大学の定める時間の授業をもって1単位」としている。

法学部における講義及び演習は、1週2時間(90分)の授業を1コマとし、15週で2単位である。本学部で設置している専門的教育科目及び一般教養的科目の大部分がこの形態であるが、1週4時間(180分)の授業を15週行い4単位としている科目もある。また、原典講読は1単位としている。

実技等の科目として、体育実技、外国語科目等は、1週2時間15週の授業で1単位としている。

【点検・評価及び改善・改革の方策】

現在のところ特に問題はないと考えるが、今後とも検討作業を進めていきたい。

3-(1)-⑦ 単位互換、単位認定等

【現状の説明】

同志社大学として、大学コンソーシアム京都および同志社女子大学と協定を締結し単位互換を行っている。本学部では、2004年度において、大学コンソーシアム京都加盟大学への送り出しは23名、受け入れは120名、同志社女子大学からは、8名を受け入れている。なお、同志社女子大学での履修者はいなかった。

法学部においては、大学コンソーシアム京都および同志社女子大学の単位互換科目は、自由科目として履修することになり、卒業必要単位数には算入していない。

本学以外の大学、短期大学や高等専門学校等の専攻科等の教育機関での学修や入学前の既修得単位の認定については、学則第9条の4に従って、「本大学における授業科目の履修とみなし」、学部教授会の定めるところにより単位を与えることができる。法学部においては、当該学生からの申請に基づき、当該申請科目について、本学部設置科目のどの科目の履修とみなすかを審議し、学則に基づき単位を認定している。

また、2001年度から、語学の単位認定制度として、学生の自主的な学習意欲の向上をねらいとし、在学中にTOEIC、TOEFL-CBT、実用英語技能検定試験、国際連合公用語英語検定試験で一定の水準以上の成果を修めた場合に、最高4単位まで英語関係科目の単位として認定を行っている。2004年度の認定者数は55名である。

【点検・評価 長所と問題点】

現在のところ大きな問題はないが、特に外国の大学で履修し単位を取得した科目を本学部のどの科目に読み替えるかが難しい場合が多々ある。また「大学コンソーシアム京都」および同志社女子大学との単位互換制度は、率直に言って先細りの観がある。本学部のカリキュラムでは自由科目となっていることもその原因として考えられるが、本学を含め、各大学が各校の戦略から授業科目を充実させており、単位互換のニーズが減少していることが理由としてあげられるだろう。

【将来の改善・改革に向けた方策】

「大学コンソーシアム京都」および同志社女子大学との単位互換制度については、学生

のニーズ等の実情を踏まえ、見直しを行う必要がある。

3－(1)－⑧ 開設授業科目における専任・兼任比率等

【現状の説明】

2005年度実績では、専門科目における専任比率は、春学期で72.3%、秋学期で74.2%と、専任教員担当が4分の3弱を占めているが、専門科目以外では、春学期が40.0%、秋学期が31.8%と、兼任比率が高くなっている。

2005年度の開設授業科目における専任・兼任の教員比率は、大学基礎データ（表3）に示す。

【点検・評価 長所と問題点】

専門科目以外については、外国語科目の比率が高いこともあり、専任比率が低くなるのはある程度やむを得ないが、改善に向けて検討したい。一方、専門科目については、専任比率が高いものの、なお改善の必要性があると受けとめている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

教員の適正人数配置に尽きる。全学的な検討を要する課題であり、各方面との調整を含めて、早期に検討を進めたい。

3－(1)－⑨ 社会人、外国人留学生に対する教育課程編成上、教育指導上の配慮

【現状の説明】

社会人については、教育課程編成の上で特別の配慮は行っていない。外国人留学生については、全学の留学生科目運営委員会が提供する日本語A(文型・文法)、日本語B(読解)、日本語C(作文)、日本語D(漢字)、日本語表現法、及び日本事情等の科目を外国人留学生科目として設置している。上記科目のうち「日本語」及び「日本語表現法」は、6類B群及びD群(英語以外の外国語)の卒業必要単位に算入している。外国人留学生に対する教育指導上の配慮として、留学生一人一人に指導教員を配置している。

【点検・評価及び改善・改革の方策】

外国人留学生については、指導教員の指導が功を奏するのが普通であるが、指導を受けにこない学生が出ることもある。しかし、特に問題点があるとは考えていない。社会人学生については、受入数も少なく、現時点では特に問題点があるとは考えていない。現状の態勢を維持していく。

3－(1)－⑩ 生涯学習への対応

【現状の説明】

教育課程において、特に「生涯学習に対応」した科目を設置したり、履修上の配慮はしていない。

【点検・評価及び改善・改革の方策】

現時点では、特に問題はないと考えており、現状の考え方を続ける。

3－(1)－⑪ 正課外教育

【現状の説明】

従来より、現行の司法試験の受験を目指す学生を対象に、「法職講座」を正課外の講座として開設し、本学卒業生の司法試験合格者増に貢献してきている。

また、学生が情報機器を操作するに当たり、正しい知識とモラルも持って行うように、情報基礎講座が全学的な規模で開設されているが、この講座の一環として、パソコンの基礎、電子メール、文書作成ソフト、表計算ソフト等の講習が行われている。情報機器の操作において、知識等の不足を感じる学生へは、積極的にこれらの講習を受講するように指導している。

【点検・評価 長所と問題点】

「法職講座」は、現行の司法試験を対象としているものであるため、新司法試験の比重が増大するにつれ、従来の使命が薄れることになる。従来の講座内容の変更や、新しい要素の導入などの検討が必要と考えている。

情報基礎講座に関しては、高等学校のカリキュラム改正により、今後、情報機器の操作知識等を持った学生が大学に入学してくることになり、本講座の必要性は消滅していくものと考えている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

「法職講座」の今後の方向性としては、学生の進路選択の一つとして、法曹を目指す場合の動機付けとなるような内容を含んだものにすることが考えられる。卒業生の法曹の協力も仰ぎ、検討を進める予定である。

3- (2) 教育方法等

3- (2) -① 教育効果の測定

【現状の説明】

履修要項や講義概要以外に、「シラバス」『ネットワーク法学部』を提供して、個々の教員の授業計画や成績評価の方法を公にしている。また、それらを毎年改定することで改善に努めている。『ネットワーク法学部』には、教員個人の情報として、写真や自己紹介、研究テーマ、講義やゼミの内容や狙いなどが掲載されている。履修情報の一つとして、先輩からのアドバイスや履修モデルを含む進路選択に関する情報なども掲載している。

2002年度秋学期からは、全学的に統一された項目で学生による「授業に関するアンケート」を実施している。本学部では、原則として演習科目や少人数クラスを除いた全科目についてアンケートを実施している。学生自身の授業への取り組み、授業への評価等について、全学共通や学部独自のものなど、20項目以上の質問がなされる。学生は、シラバスやネットワーク法学部に記載されている内容も踏まえ、授業への評価を行っていると考えている。学部別集計と大学全体の集計結果については、冊子にして学生に配布するとともにWeb上でも公表している。科目ごとの集計結果については、アンケート用紙を含め担当教員に送付している。

教育効果を測定する一つの指標として、4年間での卒業率が考えられる。本学部では、4年間での卒業率は、ここ数年84%から90%で推移している。

なお、卒業生の進路状況は、2004年度の場合、卒業生総数940名、一般企業が433名、公務員等107名、大学院進学138名、その他（不明を含む）が262名である。

表 3. 卒業生の進路状況（2004 年度卒業生，春学期卒業を含む）

学 科	卒業者数	本大学大学院		他大学大学院		一般企業		公務員等		その他	
		人数	比率	人数	比率	人数	比率	人数	比率	人数	比率
法律学科	789	100	12.67	20	2.53	346	43.85	94	11.91	229	29.02
政治学科	151	12	7.95	6	3.97	87	57.62	13	8.61	33	21.85
合 計	940	112	11.91	26	2.77	433	46.06	107	11.38	262	27.87

表 4. 卒業生の主な就職先（業種，2004 年度卒業生）

学 科	主な就職先（業種）
法律学科	公務，中央銀行・普通銀行，電気機械器具製造
政治学科	運輸，中央銀行・普通銀行，公務

【点検・評価 長所と問題点】

学生による「授業に関するアンケート」については，一定の期間をアンケート調査の実施にあてるため，その間，学生は，毎講時，同一のアンケートに回答することになり，機械的に回答している学生も存在することが想定される。なお，アンケートの結果の活用については各教員に委ねている。

卒業生の進路に関しては，大学院進学者が多いことが特色であり，学部・大学院連携の成果の一つであると評価している。

【将来の改善・改革に向けた方策】

アンケートの質問項目や実施方法については工夫が必要であり，また，アンケート結果の授業へのフィードバックなどについて，組織的な検証を行う必要もある。

3－（2）－② 厳格な成績評価の仕組み

【現状の説明】

履修科目登録の上限設定については，新カリキュラムの場合，年間最高登録単位数を，1 年次 40 単位，2 年次 44 単位，3 年次 44 単位，4 年次 44 単位としている。さらに，各学期（セメスター）の最高（1 年次 30 単位，2 年次 34 単位，3 年次 34 単位，4 年次 34 単位）および最低登録単位数（各年次とも 2 単位）も設定している。

成績評価方法に関しては，2004 年度，全学レベルで G P A 制度を導入し，成績評価の適正化を図ることとした。また，G P A 制度の導入に伴い，クレーム・コミッティ制度を設け，成績評価に対する学生の異議申立てを可能としている。さらに，科目ごとの成績分布表を作成し，公開している。

また，学生の学習意欲を刺激するため，学生から原稿を募集し毎年一回『学生論集 法と政治のディスカール』を発行している。例年，15～20 名の学生の論文が掲載されている。演習における教育効果を測定するための「ゼミ論文集」の作成は，各演習に委ねられているが，自主的にゼミ論文集を作成する演習は多い。

【点検・評価 長所と問題点】

登録上限設定は妥当なものと考えている。G P A 制度の成果は未知数であり，少し時間をおいて評価したい。クレーム・コミッティ制度の活用は，法学部では未だ皆無であるが，成績評価への個別的なクレームは少なくない。今後，学生がクレーム・コミッティ制度を

広く活用することも予想される。

【将来の改善・改革に向けた方策】

新しい制度の推移を見守る。

『法と政治のディスカール』を現在以上に活用して、教育効果を測定できるものにしていきたい。ゼミ論文集の作成については、現在、学外資金（同志社政法会＝法学部のOB会による寄付）を活用し、作成を支援することを検討している。

3－（2）－③ 履修指導

【現状の説明】

4月初めに、数日にわたり履修指導日を設けている。履修指導日以外は、教務主任や学部事務室が個別に履修相談に応じている。新学期の登録が済んだ後にも教務主任や学部事務室教務係が希望する学生の履修相談に随時応じている。留年者に対する特別の指導はないが、上記相談によって対処している。

オフィスアワーは特に制度化していないが、各授業・演習の担当者にはティーチング・アシスタント（大学院生）が配置されており、彼らがオフィスアワーを設けて、担当教員との連携の下に相談に応じている。

【点検・評価及び改善・改革の方策】

履修指導については、新入生を迎える4月の初めに特化しており、日常的なきめ細かい指導としては十分とはいえない。

履修指導の改善のほか、担当演習クラスを対象とした教員自身によるオフィスアワーの制度化の検討を進める。また、従来、年度当初の学年ごとの学習指導は、低学年を対象としてきたが、3年次生を対象とした学習指導も今後開催する予定である。

3－（2）－④ 教育改善への組織的な取り組み

【現状の説明】

全学的に統一された書式で、シラバスを作成しているほか、セメスターごとに（年2回）、学生による授業評価を実施している。また、定期試験問題に関する出題意図と講評もWeb上で公開している。

シラバスには、授業の進行予定、テキスト・参考書、成績評価方法を記載し、教員がそれらに即して授業を行うよう努めている。学生による授業評価アンケートは、全学的に統一された項目で、シラバスへの準拠度、内容説明のわかりやすさ、準備度などの項目に即した満足度を測るとともに、学生による出席度を回答してもらい、クロス評価ができるようにしている。授業評価の結果は、科目ごとに公開し、学生の授業選択に役立てている。

教職員のFD活動を推進する組織としては、全学レベルのFD委員会があるほか、法学部においても独自にFD委員会を設置し、課題に取り組んでいる。前述の出題意図と講評は、政治学科における従来からの実施を受け、2004年度秋学期から法律学科においてもスタートしたが、これもFD委員会の提案によって実現したものである。

【点検・評価及び改善・改革の方策】

シラバスおよび授業評価を中心とする教育改善措置は、なお十分とはいえないかもしれないが、年々改善の努力を行い、成果を示している。試験の出題意図と講評も、学生から

は好感を持って受けとめられている。課題は、授業評価に対する教員側のフィードバックをどのように進めるかである。

法学部FD委員会を中心に、授業評価に関する教員側へのフィードバックなど、上記の課題に向けて検討を進めたい。

3－(2)－⑤ 授業形態と授業方法の関係

【現状の説明】

授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれか（学部学則第8条の2）で行われる。

大規模校であるため、特に大講義科目の場合、受講者が大人数となり、大規模クラスの問題を抱えている。

演習を中心に、各教員が2名のゲストスピーカーを呼べるようにするよう予算措置をとり、授業に外部の刺激を与えることができるようにしている。

マルチメディアを活用した教育については、現状では教員個人に委ねている。ただ、ビデオや視聴覚教材を活用する授業が増えてきているので、予算を計上して購入するようにしている。

【点検・評価及び改善・改革の方策】

大規模クラスの問題は、教育効果という面で大きな課題である。そのため、500名超の科目については、複数開講を実施するなどの対応を行っている。

3－(2)－⑥ 3年卒業の特例

該当なし。

3－(3) 国内外における教育研究交流

【現状の説明】

本学は外国の大学（カリフォルニア大学、ハワイ大学、テュービンゲン大学、エディンバラ大学、ビクトリア大学、延世大学、香港中文大学等22カ国60大学）と交換留学制度を設けていて、単位の互換をしている。本学部からは毎年15～20名程度の留学生を送り出し（2004年度は16名）、毎年2～4名程度の留学生を受け入れている。1997年度からは、早稲田大学との間で学生の交流制度を始めている。2004年度に早稲田大学に送り出した学生は4名、受け入れた学生は1名である。早稲田大学への派遣を希望する本学部の学生は毎年15～20名程度である。なお、2005年5月1日現在の本学部の留学生の送り出しおよび受け入れ状況は、表5のとおりである。

表 5. 法学部 留学生送り出し・受け入れ状況（国別）

< 送り出し状況 >

国名	休学留学	在学留学	小計
アメリカ	2	3	5
イギリス	2	2	4
カナダ	2		2
中国	2	5	7
オーストラリア	1		1
シンガポール	1		1
スウェーデン		1	1
合計	10	11	21

* 2005年5月1日現在

< 受け入れ状況 >

国名	正規	特別	小計	国費	私費
韓国	2		2		2
中国	4		4		4
アメリカ	1		1		1
合計	7		7		7

注1) 2005年5月1日現在

2) 正規学生は、留学生入試による入学者数を示す。

また、外国人の客員教員や客員研究員については、学内の受け入れ制度を活用し、長期や短期を含め招聘し、授業の担当や学生への研究指導等を行っていただいている。近年の状況は、特別招聘客員教授が2003年度1名（ドイツ）、2004年度1名（ドイツ）、客員教授が2003年度1名（ドイツ）、2005年度1名（アメリカ）、客員研究員が2003年度1名（韓国）、2004年度2名（中国、アメリカ）、2005年度1名（中国）である。

【点検・評価及び改善・改革の方策】

国際レベルの教育研究交流は、もっぱら教員個人のネットワークに頼っているのが現状である。より組織的に進める必要がある。

単年度であるが、この課題に取り組むための予算措置の可能性があるので、学生の海外送り出しや海外からの教員・学生の招聘を含め、検討したいと考えている。海外諸大学および早稲田大学との連携は、今後とも強めていきたい。

4. 学生の受け入れ

4-（1）学生募集方法、入学者選抜方法

【現状の説明】

法学部の学生募集方法、選抜の方法については、大学の発行する大学案内、入試ガイド、さらにはWeb等で広報に努めている。本学部では、多様な背景をもった学生を受け入れるため、複数の選抜方法を実施している。各入学者選抜における募集人数および受け入れ人数は2005年度入試では表6～11のとおりである。

表 6. 各入学者選抜方法による募集定員（2005年度入試）

学 科	一般	センター	公募制 推薦	指定校制 推薦	学内推薦
法律学科	} 456	20	15	} 110	} 234
政治学科		10	5		
合 計	456	30	20	110	234

表 7. 一般選抜入学試験の志願者，合格者，入学者数および実質倍率

(1) 一般の志願者，合格者，入学者数

学 科	2001年度			2002年度			2003年度			2004年度			2005年度		
	志願	合格	入学												
法律学科	4,325	1,324	519	4,214	1,367	530	4,564	1,156	395	3,410	1,072	424	5,161	1,341	466
政治学科	734	237	101	815	244	93	619	245	102	739	324	153	1309	386	152
合 計	5,059	1,561	620	5,029	1,611	623	5,183	1,401	497	4,149	1,396	577	6,470	1,727	618

(2) 実質倍率（受験者数／合格者数）

学 科	2001年度	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度
法律学科	3.19	3.02	3.85	3.05	3.74
政治学科	3.05	3.27	2.51	2.20	3.30
平均	3.12	3.15	3.18	2.63	3.52

表 8. 大学入試センター試験を利用する入学試験の志願者，合格者，入学者数

学 科	2001年度			2002年度			2003年度			2004年度			2005年度		
	志願	合格	入学	志願	合格	入学	志願	合格	入学	志願	合格	入学	志願	合格	入学
法律学科	555	63	0	282	61	3	290	122	10	387	88	2	244	44	1
政治学科	141	11	0	73	15	0	79	44	0	116	11	0	49	12	1
合 計	696	74	0	355	76	3	369	166	10	503	99	2	293	56	2

表 9. 推薦選抜入学試験（公募制）の志願者，合格者，入学者数

学 科	2001年度			2002年度			2003年度			2004年度			2005年度		
	志願	合格	入学												
法律学科	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4	3	3
政治学科	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2	2	1
合 計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	6	5	4

表 10. 推薦入学（指定校制）における推薦依頼校と入学者数

学 科	2001年度		2002年度		2003年度		2004年度		2005年度	
	依頼数	入学								
法律学科	90	55	110	76	103	67	101	68	101	60
政治学科	15	15	18	18	24	24	27	27	32	32
合 計	90	70	110	94	103	91	101	95	101	92

表 11. 法人内諸学校からの学生受け入れ数

学 科	2001年度		2002年度		2003年度		2004年度		2005年度	
	募集人数	入学 法人内諸 学校等								
法律学科	242	203	246	203	246	215	234	184	234	183
政治学科		39		41		31		50		51
合 計	242	242	246	244	246	246	234	234	234	234

以下は 2005 年度入学試験の実施内容である。

一般選抜入学試験 全学一斉に行う試験日（全学部日程）と学部別（学部個別日程）に行う試験日の 2 回，受験することができる。全学共通の試験問題によって行う。科目は，

全学部日程が英語、国語、地歴・公民・数学（日本史、世界史、現代社会、政治・経済、数学の5科目から1科目選択）、学部個別日程が英語、国語、地歴・数学（日本史、世界史、数学の3科目から1科目選択）である。試験時間及び配点は、英語（100分、200点）、国語（75分、150点）、地歴・数学等（75分、150点）である。2回の試験結果を合わせ、高得点順に合格とする。

大学入試センター試験を利用する試験 大学入試センター試験科目の中、①外国語（英語、ドイツ語、フランス語、中国語、韓国語から1科目選択）（200点）、②国語（200点）、③地理歴史、公民、理科から1科目（100点）、④数学Ⅰ、数学Ⅰ・数学Aから1科目（100点）、⑤数学Ⅱ、数学Ⅱ・数学Bから1科目（100点）の合計700点で高得点順に合否を判定し、法学部独自の個別学力検査は課していない。

推薦入学（指定校制） 法学部で学ぶことを強く希望する意欲のある学生を、高等学校長の推薦に基づき受け入れる指定校制推薦入学を実施している。推薦基準は、「学業成績の優れた者であり、自立心に富み、課外・社会活動に積極的に取り組んでいる者」とし、高等学校長の推薦を尊重するが、最終的には小論文と面接により合否を決定する。なお、課外活動（スポーツ、合唱等）において顕著な成績を残している高校を選抜（全国で36校）し、硬式野球、ラグビー等のクラブに所属し、勉学と課外活動を両立している優秀な生徒の推薦を依頼する制度を設けている。

推薦入学（法人内諸学校及び新島学園高校） 同志社建学の精神をよく理解し、受験知識に偏らない広い視野をもった学生を受け入れるために、法人内の諸学校（同志社高等学校、同志社女子高等学校、同志社香里高等学校、同志社国際高等学校）及び法人内諸学校に準じる高校として新島学園高校からの推薦入学を実施している。推薦受入基準としては、全科目の単位加重平均が3.0以上の者としているが、別途、学内高校特別推薦入学として、課外活動において顕著な活躍をした者や外国語において優秀な成績を修めた者を受け入れている。この推薦基準を各学校に示し、面接を行って合格を決定している。なお、面接に当たっては、受験生に対して、事前に課題図書読書感想文を提出させ、面接時の資料としている。

公募制推薦選抜入試 法学部で学ぶことを強く希望し、特に外国語の能力のすぐれた学生を受け入れるため、公募制推薦選抜入試を実施している。高等学校長からの推薦を求め、書類選考及び小論文と面接を課し、総合的な審査の上合否を決定する。

外国語の能力に関する出願資格は次のとおりである。

- ① TOEICのスコアが730点以上の者、TOEFLのスコアが200点以上（computer-based test）または533点以上（paper-based test）の者、実用英語検定試験（英検）1級に合格している者、国際連合公用語英語検定試験特A級に合格している者。
- ② ドイツ語技能検定試験2級以上に合格している者、ドイツ語基礎統一試験（ZD）以上の試験に合格している者。
- ③ 実用フランス語技能検定試験2級以上に合格している者。

外国人留学生入試（3年次編入を含む）

4－（10）で詳述

社会人特別選抜入試（3年次編入を含む）

4－（8）で詳述

編入学試験

第3年次への編入学試験（2006年度入試からは、転入学・編入学試験となる）を実施しており、募集人員は若干名である。試験科目は、英語、法学（法律学科）または政治学（政治学科）および論文、面接である。

なお、第2年次転入学試験については、2006年度より実施する。

【点検・評価 長所と問題点】

法学部においては、従来、一般選抜入試と法人内諸学校等からの推薦入試のみであったが、指定校制推薦入試、大学入試センター試験を利用する入試、そして公募制の推薦選抜入試と、多様な入試を実施するようになった。これにより、多様で個性ある学生が入学し、学生相互に良好な作用が働いている。

なお、文部科学省の「大学入学者選抜実施要項」では、入学定員に占める推薦入学の募集人員の「めやす」が示されている。現状では、当該「めやす」を超過することはないが、今後の推薦入試に係る募集人員の決定に当たっては、定員確保との関係から考慮すべき問題であると考えている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

新旧の入試制度について、全体的なバランスも考慮しつつ検討していく。具体的には、各制度について、当初の目的との連関において再評価する必要がある。従来推薦入学卒を拡大する傾向があったが、見直しが現在進みつつある。制度そのものだけでなく、中身の改善が必要である。ただし、外国人留学生入学試験については、積極的に留学生を受け入れることが肝要である。今後は、学生確保の観点だけではなく、受け入れる学生の質についても留意しなければならない。同時に一般入試においても、科目の再検討などを行うことも考えられよう。また、入試方式の違いについての組織的な検討も進める。

4－（2）入学者の受け入れ方針等

【現状の説明】

法律学科は、バランスのとれた法学的な思考ができる、いわゆる「リーガルマインド」を持った市民を養成することを目的としている。また政治学科は、ローカルな問題だけではなく、地球規模の課題についても主体的に関わることができる、「よき市民」の養成を目的としている。したがって、学生の受け入れについても、上記の目的に沿って学生を選抜する必要があるが、もっとも多くの学生を受け入れている一般入試は、筆記試験によって基礎学力を判定するものであり、上に掲げた法学教育・政治学教育の目標や理念とは直接的には結びつかない。ただ、上記のような教育は、実に、「市民」のいずれもが備えることが求められている素養であることを考えると、一般入学試験で「特別な」資質をもった学生を獲得することが必ずしも必要であるとは言えない。むしろ問題は、一般入試に対する「受験勉強」が組織化されることにより、学生の質が均一化することの弊害にある。

その観点からも、受験勉強に偏重した知識ではなく、高等学校における着実な学習を評価し、個性ある学生を受け入れるための推薦入試（指定校制推薦入試、法人内諸学校及び新島学園高校対象の推薦入学）を実施してきたが、多様な学生を獲得することが、大学の教育に「厚み」を持たせることを考慮すると、さらなる改善の必要があった。そこで、新たな入試制度の導入を検討し、実施することになった。

それが、推薦選抜入試（公募制）と第2年次転入学試験である。特に後者は、従来の第3年次転入・編入に加えて、さらに第2年次転入を実施することによって、本学部への入学を希求する学生に、より早期に機会を与えることを目的としている。

入試制度の多様化を進めることは重要ではあるが、個々の制度の性格と機能を改めて確認する必要がある。そこで、推薦制度についても、改革が進みつつある。

【点検・評価 長所と問題点】

実際には、一般入試による受け入れがあくまでも中心であることには変わりはなく、従来からの筆記試験の成績のみの判定が続くことになる。しかし、入試の多様化によるキャンパスの活性化は、徐々にではあるが芽生えてきているように思われる。もちろん具体的な指標によって、明確に示されているわけではないが、引き続き継続することによって、より確実な手応えが出てくることを期待している。

【将来の改善・改革に向けた方策】

多様な入試制度についての評価を出すには時期尚早ではあるが、今後の受け入れ方針を決定するためにも、中期的な評価と改善の必要性について検討する。

4－（3）入学者選抜の仕組み

【現状の説明】

一般選抜入学試験、大学入試センター試験を利用する入試の実施にかかわる業務は、全学の入試センターが行っている。最終的な合否の判定に関しては、試験結果に基づいて法学部教授会が行い、合格通知の発送から入学手続きまでの業務は法学部・法学研究科事務室が行っている。指定校制推薦入学、公募制推薦選抜入試、法人内高校・新島学園高校推薦入学、転入学・編入学試験については、企画立案から合否判定まですべて法学部教授会で決定している。外国人留学生入学試験は、国際センター・入試センターが実施しているが、書類選考および面接には本学部からの選考委員も参加している。最終的な合否判定は法学部教授会が行う。

一般選抜入試および大学入試センター試験を利用する入試における合否判定は、すべて合計得点のみを基準に行っている。一般選抜入試においては、合格最低点を公表している。また、一般選抜試験の結果については、大問ごとの平均点と出題者の講評も入試ガイドに発表される。

推薦入学については、出願資格を要項に明示しており、高校から提出される調査書によって、条件を満たしているかどうかを厳密にチェックしている。面接、小論文とも複数の委員によって、あらかじめ定められた判定基準にもとづいて、厳正に評価している。

【点検・評価及び改善・改革の方策】

それぞれの入試では、判定基準を作成した上で、判定を行っており、透明性においても現状において問題ないと考えている。入学者選抜の多様化にともない負担が大きくなっているが、より効率的で公平な選抜を実施するために、さらなる創意・工夫が必要である。

4－（4）入学者選抜方法の検証

【現状の説明】

一般選抜入試の試験問題に関しては、入試センターに、教科ごとの全学的な出題委員会

が組織され、出題委員会で十分に検討された問題を、入試センター委員会のもとに設置されている入試実行委員会でさらに検討するシステムがとられている。試験結果については、試験問題、出題意図、採点講評などを「入試ガイド」で公表し、各種の進学相談会、入試説明会等で説明するとともに、高校・予備校等からの意見を聴取している。

学部が独自で行う、指定校推薦入試、学内諸学校および新島学園高校推薦入試、公募制推薦選抜入試、第3年次編入学試験の入試問題は、各々学部内の問題作成担当者が作成し、教務主任を中心とした学部執行部が検証するというしくみをとっている。なお、学内諸学校および新島学園高校推薦入試は、学部内に学内高校推薦入試出題委員会を設置し、課題図書を選定、読書感想文の作成要領等を検討し、学部長へ答申している。

また、入試制度検討委員会を学部内に設置しており、指定校推薦入試に係る推薦依頼校、要項等の検討や、その他本学部の入学試験に係る内容について検討し、学部長へ答申する制度をとっている。

【点検・評価及び改善・改革の方策】

筆記試験であれば、かなり厳密に入試結果を検証できるが、面接試験や書類審査の場合は、面接者や書類審査担当者によって評価がかなり異なる場合もある。より客観的な判定を行い、その検証が容易になるような方法を検討する。

4－（5）アドミッションズ オフィス入試

該当なし。

4－（6）「飛び入学」

該当なし。

4－（7）入学者選抜における高・大の連携

【現状の説明】

指定校推薦入試、法人内諸学校および新島学園高校推薦入試、公募制推薦選抜入試においては、志願者に対して、受験生の高校時代の状況を把握する一つ的手段として、調査表の提出を求め、面接時の資料として活用している。

法人内諸学校等推薦入学の実施について、学内高校4校の教務主任と法学部の複数の教務主任が会合し、入試日程、入試方法、問題点等について、双方の事情等を話し合っている。2005年度入試に関しては、従来継続してきた「英語力試験・面接試験」を、「課題図書の読書感想文提出・面接試験」に変更した。

【点検・評価 長所と問題点】

公募制推薦選抜入試では、従来のAO入試とは異なり、選抜方法を多少簡略化することによって、より柔軟で、且つ受験者にも負担の少ない方法を採用し、より多様な潜在能力を有する学生を求める努力をしている。2005年度の結果は、初年度で、しかも広報が不十分であったこともあり、定員をかなり下回る結果となった。

指定校制推薦入試について、各依頼校からの辞退も増えており、入学枠の拡大を行ってきた従来の方法を見直す必要がでてきている。

法人内諸学校等推薦入学については、本学部の入学定員の減に伴い、4－（1）表 11

に示すとおり、入学枠の縮小を図った。2005年度推薦入試からの変更は、高校側との長時間にわたる趣旨説明と意見交換があった結果、調整が成立し、入試は問題なく実施できた。

【将来の改善・改革に向けた方策】

少子化の現状からして、今後とも入学生確保の問題が重要になってきており、入学者選抜における高・大の連携は、本学部にとっても必須の条件となっている。学内高校とは、「土曜講座」や懇談会等、定期的に連携を図る機会があるが、一般の高校との連携としては制度的なものはない。出張講義の要請等について、可能な限り対応できるようにする。

4－(8) 夜間学部等への社会人の受け入れ

【現状の説明】

昼夜開講制を実施していたが、2005年度から昼夜のコース区分を廃止した。昼夜開講制の制度はなくなったが、7講時制の時間割編成を継続しており、聴講生等による社会人の受け入れは行っている。

【点検・評価及び改善・改革の方策】

現状で特に問題はないと考えている。

4－(9) 科目等履修生・聴講生等

【現状の説明】

科目等履修生および聴講生を受け入れている。ただし、前者については、資格・免許関係科目に限定している。

2004年度の科目等履修生は3名、聴講生は8名である。

表 12. 科目等履修生，聴講生の受入数

	2001年度	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度
科目等履修生	4	7	5	3	7
聴講生	9	13	10	8	7
合計	13	20	15	11	14

【点検・評価及び改善・改革の方策】

全体的に希望者はそれほど多くはない。将来的には受け入れの拡大も考えられるが、現時点では現状の変更はない。

4－(10) 外国人留学生の受け入れ

【現状の説明】

学部の外国人留学生入試については、2004年度より全学統一入試となった。入試の科目は、第1年次入学は日本語（150点）、英語（100点）、面接で、これらを総合的に評価し、可否を決定している。また第3年次転入学・編入学は、日本語（150点）、英語（100点）、法学または政治学に関する小論文（100点）、面接である。なお、外国人留学生に係る入試において、現在のところ推薦制度はない。

本学部の外国人留学生入試の実施状況は、表 13 のとおりである。なお、本学部における留学生数は、2004年度が8名、2005年度が8名であり、同じ社会科学系の経済学部や商

学部に比べ少人数である。

表 13. 外国人留学生試験の志願者数・合格者数・入学者数の推移

学 科	2001年度			2002年度			2003年度			2004年度			2005年度		
	志願	合格	入学												
法律学科	7	7	5	12	7	4	3	3	3	7	7	3	5	1	1
政治学科	1	0	0	0	0	0	0	0	0	3	1	1	1	0	0
合 計	8	7	5	12	7	4	3	3	3	10	8	4	6	1	1

* 特別留学生を含むが、協定校からの留学生は含まない。

【点検・評価 長所と問題点】

法学部、特に法律学科で主として扱う分野は、日本の法律であるが、外国人留学生にとって、日本の法律は外国法となり、学修に対する需要が低いのではないかと考えられる。その点が、経済学部や商学部と比べ、外国人留学生の学生数が少ない一要因ではないだろうか。

最近になってようやく、大学レベルで留学生増加のための動きが出てきた。しかし、国際交流、中でも留学生の受け入れについては、長期的な視野と「異文化交流」に翻弄される覚悟を持たねばならない。本学部では、いまだ学部としての留学生担当者はいない。個々の担当教員が教育指導を通じて面倒をみているに止まる。また、大学レベルで留学生を管轄する国際センターや、留学生別科との連携も関係委員会への出席のみである。

【将来の改善・改革に向けた方策】

大学全体、そして法学部としても受け入れ体制を早急に改善していく必要がある。そのためには、留学生の受け入れ体制の確立、そして個々の留学生のニーズと生じる問題について検討する。

4- (11) 定員管理

【現状の説明】

入試制度の多様化にともない、受験生の選択肢は広がってきており、選択科目の増加、複数受験制度の採用などもあり、定着予測が困難になってきている。2005年度入試においては、法律学科は9.8%、政治学科は18.5%、それぞれ定員をオーバーした。

なお、学部全体の収容定員は3,660名で、在籍者数は3,834名であり、4.8%の超過となっている。

表 14. 各学年の在籍者数と入学定員、収容定員 (2005年5月1日現在)

学 科	2005年度		2004年度		2003年度		2002年度		2001年度	合計		
	入学 定員	在籍 者数	入学 定員	在籍 者数	入学 定員	在籍 者数	入学 定員	在籍 者数	以前 在籍者数	収容 定員	在籍 者数	比率
法律学科	650	714	650	676	740	683	755	799	159	2,795	3,031	1.08
政治学科	200	237	200	229	230	151	235	151	35	865	803	0.93
合 計	850	951	850	905	970	834	990	950	194	3,660	3,834	1.05

【点検・評価 長所と問題点】

単年度では、入学定員を上回る在籍者数となっている場合もあるが、4年間を総合してみた場合は、概ね適切な定員管理ができていると考えている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

多様な入試制度下における定員管理の安定化は容易ではない。しかし、一方では入試の多様化によって、入学者数における一般入試の比重は下がり、最終的な判断が柔軟に行える可能性も増している。今後は、様々な入試データの集積と、その分析能力を高め、定員管理をより確実なものにしていくよう努める。

4－（12）編入学者、退学者

【現状の説明】

編入については、従来の3年次転入学・編入学試験に加えて、2006年度より2年次転入学試験を新設している。退学者については、自己退学の場合は、家庭の都合、経済上の理由、他大学受験、就職など、また除籍者の場合は、学費滞納、在学期間満了、履修届未提出などの理由があげられている。なお、退学者の数は、2004年度43名であり、内訳は自己退学29名、除籍者14名となっている。

表 15. 退学理由ごとの退学者数

	除 籍		自己退学							合 計
	経済上	満期	経済上	病気	家庭の都合	留学	他大学進学	その他	死 亡	
2004年度	12	2	3	4	1	0	7	14	0	43
2003年度	8	3	2	1	1	0	12	20	1	48
2002年度	9	1	2	1	2	0	11	13	0	39

* 各年度、退学日の属する年度で算出。

表 16. 編入学試験の志願者数、合格者数、入学者数

学 科	2004年度			2005年度		
	志願者	合格者	入学者	志願者	合格者	入学者
法律学科	44	8	5	43	8	5
政治学科	4	2	1	7	1	0
合 計	48	10	6	50	9	5

【点検・評価及び改善・改革の方策】

退学者の数は増えており、その背景としてはとくに最近では経済上の問題が関わっている場合が多いと考えられるが、本学部では退学者についての情報は少ない。本学において、退学希望者（実際は希望していない場合も含めて）の慰留は困難な場合が多いのは、金銭的な理由が多いためである。今後、可能な限り退学理由の把握に努める。

5. 教員組織

5－（1）教員組織

【現状の説明】

大学の掲げる教育理念は、キリスト教主義・自由主義・国際主義などであるが、法学部における教員人事は、研究教育業績・人格を中心に行っている。

法学部では長年にわたって教員の増員が課題であった。過去5年間の教員数は表17のとおりである。表から窺えるように改善がみられる。

表17. 教員数

	2001年度		2002年度		2003年度		2004年度		2005年度	
	現員	構成率%								
教授	30	68.2	33	71.7	36	67.9	33	62.3	36	72.0
助教授	9	20.5	9	19.6	15	28.3	16	30.2	10	20.0
専任講師	5	11.4	4	8.7	1	1.9	2	3.8	4	8.0
計	44	100.0	46	100.0	52	98.1	51	96.2	50	100.0
助手	0	0.0	0	0.0	1	1.9	2	3.8	0	0.0
合計	44	100.0	46	100.0	53	100.0	53	100.0	50	100.0

近年の教員採用人事の促進の結果、教員の充足は、既存法分野にとどまらず、従来法学部において専任がいなかった分野にまでおよんでいる。また、分野毎に目標採用枠数を決定することで、教育研究に必要な人員を確保することに努めている。大学基礎データ（表21）を参照。

近年の教員採用努力の結果、年齢構成は20代から60代まで満遍なく分布するようになっている。また、男女構成比は表18のとおりである。

表18. 教員数男女構成比

	2001年度		2002年度		2003年度		2004年度		2005年度	
	現員	構成率%								
男性教員	38	86.4	40	87.0	46	86.8	44	83.0	41	82.0
女性教員	6	13.6	6	13.0	7	13.2	9	17.0	9	18.0

* 構成率は、教員現員合計に対する比率を示す。

2004年度司法研究科(法科大学院)が発足したことにより、法学部・法学研究科から司法研究科への転出教員及び司法研究科との兼任教員の生じた状況については、表19のとおりである。本学部を構成する学科とその人員については表20に示した。

表 19. 司法研究科への移籍教員数および兼任教員数

	2004 年度			2005 年度		
	移籍教員数	ダブルカウント教員数	兼任教員数	移籍教員数	ダブルカウント教員数	兼任教員数
教 授	2	9	3	1	8	4
助 授	0	1	2	1	0	1
専任講師	0	0	0	0	0	1
合 計	2	10	5	2	8	6

* ダブルカウント教員数：専門職大学院設置基準附則第2項により、法学部および司法研究科の双方に所属する教員数。

表 20. 法学部を構成する学科とその人員（2005年5月1日現在）

学 科	収容定員	在籍 学生数	設置基準 必要教員数	専任教員数（実数）				助手	専任教員数 （按分）	在学生数/ 専任教員数
				教授	助教 授	専任 講師	合計			
法律学科	2,795	3,031	26	22	9	4	35	0	45.5	66.6
政治学科	865	803	14	14	1	0	15	0	18.2	44.1
合 計	3,660	3,834	40	36	10	4	50	0	63.7	60.2

* 専任教員数（按分）は、教養教育関連科目担当教員を収容定員で按分して当該教員をわりあてた数

* 在学生数/専任教員数の専任教員数には助手を含まない。

なお、本学では語学の教員は、各学部にも所属するのではなく言語文化教育研究センターに所属し、また、一般教養的科目については学部の専門の教員が担当している。法学部の専任教員は保健体育担当の1名を除いて、すべて専門教育に関わる教員である。

専任教員数対学生数の比率は、教員一人当たり法律学科で66.6、政治学科で44.1である。

【点検・評価 長所と問題点】

新規採用増による人員増、年齢構成の適正化、法律学・政治学の現代的展開に伴う新規科目担当者の採用によって、研究教育上望ましい方向に教員組織が整備されている。また、分野別採用枠数の決定により、各分野で責任を持って必要な教員を確保することが期待できる。以上の点は法学部の教育研究のより一層の充実をもたらしている。反面、司法研究科開設に伴う教員の転出があり、司法研究科教員との兼任体制がとられている。このことは、とりわけ法学部専任の大学院担当教員数の減少、教育行政負担増などをもたらし、教育研究活動に影響を及ぼしている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

研究教育の上で、必要なバランスをとった人員構成になるように、定員数を満たす方向で制度運用が行われているか否かを継続的にチェックする必要がある。司法研究科教員との兼任体制が解消される時点を視野におさめつつ、学部・大学院専任教員を充実させる施策を立案する。

5－（2）教育研究支援職員

【現状の説明】

ティーチング・アシスタント（TA）制度は、充実度を維持して安定した形で運用されてきた。過去5年間の実績は表21のとおりである。

表 21. 2004 年度の T A 担当コマ数と人数 (実数)

学 科	春学期	秋学期	人数
法律学科	1,680	1,936	72
政治学科	512	432	15
合 計	2,192	2,368	87

また、法学部として、情報収集支援のために、「メディアサポーター」制度を設けている。この制度は、コンピュータから必要な情報を収集しようとしている教員の援助をしている（個人研究室や本学部の所定の場所で可能）。希望する教員には1名につき10誌までの新着雑誌の目次をコピーし提供している。（コンテンツ・コピーサービス）。雑誌論文や書物のコピーを希望する場合には、コピーサービスを行っている。

【点検・評価 長所と問題点】

教員一人あたりの学生数と比べると、未だ T A の数は十分とはいきれない状況が継続している。T A の業務内容についても採用教員の判断に委ねられる面が大きく、T A のトレーニングなどが統一的体系的には行われていないところからも、その業務内容にばらつきが生じる状況は変わらない。また、2005 年度からはティーチャーズ・アシスタント（T s A）制度が創設され、運用が開始されているが、業務内容の上ではやはり、両者の実質的な差異をどこに設定するかが問題となり得よう。また、司法研究科開設に伴い、院生数の減少などが想定されるため、今後は適切なかたちでの T A の人数確保に問題が生ずる可能性もある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

T A の運用については、大学に対して予算措置を継続的に要求していくとともに、法学部としては、人数の確保や T A 養成に係るトレーニングの方法などを考えていく。

5－（3）教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続

【現状の説明】

教員人事は、大学の「教員の任用に関する規程（大学）」に基づき行われる。法学部内においては、「専任教員新任人事任用内規」や「専任教員昇任人事任用内規」等について、明文化こそされていないが、従前より次に示すような一定のルールの下に行っている。

採用については、教授会の構成員が、学部長に新規採用の適任者を推薦し、学部長は学部執行部（教務主任、学生主任、研究室主任により構成）において協議の上、グループ別懇談会（政治、私法、公法、基礎法・社会法、保健体育の各専門分野別）を開催し協議を行う。学部長は、グループ別懇談会での協議内容を踏まえ、執行部会で再度協議の上、教授会に提案し、審議することになっている。教員の公募については、政治学科において過去に1件実施したのみである。

昇任の基準については、「教員の任用に関する規程（大学）」をもとに、助手3年以上の経歴を専任講師任用の基準に、専任講師3年以上の経歴を助教授任用の基準に、助教授6年以上の経歴を教授任用の基準としているが、「助教授6年、講師3年及び助手3年の規定は、事情によって総計12年以上の範囲内において適宜伸縮することができる」としている。学部長は、昇任に必要な経歴年数に達した教員に関し、執行部会で協議の上、本人の了解

の下、必要書類を付して、法学部教授会に提案する。

採用、昇任ともに、教授会において業績審査委員3名を選出し、この審査報告を受けた上で第1読会、第2読会で審議し、その可否を教授会での投票によって決している。最終的な決定は、大学評議会でなされる。

なお、客員教員については大学の「同志社大学客員教員規程」に基づき、法学部内で客員教員の招聘手続を進めている。大学の教員等の任期に関する法律の第5条第2項の規定に基づく任期を定めて任用する教員（以下「任期付教員」という。）の任用については、大学の「同志社大学任期付教員任用規程」に基づき行うこととなるが、現在までに、任期付教員は任用していない。

【点検・評価及び改善・改革の方策】

教員人事については、諸規定に基づく厳格な審査体制等が十分に機能し、厳正に行われており、特に問題となる点はないものと考えている。

募集については、より開放的な方法(公募制)等の導入の余地があると考えられるが、過去に1件の例があるのみである。この点についてはロースクール(法科大学院)などにおける採用人事の展開をにらみながら、今後さらに継続的に検討する必要がある。

5－(4) 教育研究活動の評価

【現状の説明】

教育活動については、ファカルティ・デベロップメントについての検討を通じて設置された学部全体に対する第三者総合評価及び分野毎の第三者専門評価を行う形で組織的対応を整備した。毎年行われる分野毎の第三者専門評価では、カリキュラム構成、講義などの教育方法についての検討評価、講義見学などを行っている。

毎 Semester 毎に行われる成績評価及び試験科目について、出題意図などを明示し、Web上で公開している。

研究については、大学として義務づけられている業績報告を行っている。例えば、個人研究費を使用して行った研究については、毎年成果報告を作成提出しWeb上で公開している。学術研究活動に関する調査については、研究者情報データベースで公開されている。

【点検・評価 長所と問題点】

第三者評価及び出題意図公開など教育評価を行う制度的組織的仕組みが整備され、順調に運営されている。なお、教員の研究活動に対する評価については、整備段階の状況である。

【将来の改善・改革に向けた方策】

教育面での組織的な評価を各分野各教員の教育改善に向け、どのように取り込んでいくのかが今後の課題である。研究活動に関しては、専攻分野ごとの特徴や教員構成、昨今の大学業務の繁忙化などにより組織的な評価システムの構築が困難な状況にある。大学全体でのシステムとは別の形で何らかの対応が可能か、対応すべきかについての検討が必要となる。

6. 研究活動と研究環境

本項については、特に断りのない限り、法学部、法学研究科を含めて記述する。また、

全学的な観点からの「点検」については 第5章「研究体制の現状と研究への指針・方策」を参照。

6－（1）研究活動

6－（1）－① 研究活動

【現状の説明】

法学部・法学研究科教員の学会誌等における論文発表、学会発表の状況は表22のとおりである。

表22. 研究成果の発表状況

(1) 学会誌等に掲載された著書，論文等の数

学 科	2002年度	2003年度	2004年度
法律学科	40	23	27
政治学科	7	5	10
合 計	47	28	37

(2) 学会発表の件数（内数：国際学会）

学 科	2002年度	2003年度	2004年度
法律学科	0	1	0
政治学科	0	0	1
合 計	0	1	1

(3) 学会賞等の受賞件数

学 科	2002年度	2003年度	2004年度
法律学科	0	1	0
政治学科	0	0	0
合 計	0	1	0

* 研究者情報データベースによる。

法学部・法学研究科教員の研究活動のテーマおよび手法については、基本的に、個々の教員に委ねられており、研究活動は本学の「研究者情報データベース」で公開している。本学から支給される個人研究費の申請にあたって、次年度の研究テーマを報告する一方で、年度ごとの成果報告が義務付けられている。

研究助成を受けている研究プログラムとして「ワールドワイドビジネス研究」プログラム（文部科学省学術フロンティア推進事業）がある。このプログラムを実施するため、大学として研究開発推進機構に「ワールドワイドビジネス研究センター」を設置し、学内外を含めて多数の研究者が参加している。このプログラムは、次の4つの研究プロジェクトからなっている。①政府・国家と企業に関する研究、②ワールドワイドビジネスの企業行動に関する法的な研究、③ワールドワイドビジネスの企業行動に関する経済学的な研究、④ワールドワイドビジネスの戦略的マネジメントにおける新傾向の研究、である。この②の研究プロジェクトは、法学部・法学研究科及び司法研究科教員 15名と学外の研究員 3名とで共同研究を行っている。この研究成果は、ワールドワイドビジネスレビューで発表

される。

21世紀COEプログラム「一神教の学際的研究」の研究プロジェクト（「アメリカのグローバル戦略と一神教世界」）には、本学部教員（1名）も参加している。

また、私立大学等経常費補助金特別補助の対象事業として高度化推進特別経費を使用した研究活動を1998年度から行っている。これは、研究テーマを設定し、関連する教員、博士後期課程学生が研究グループを構成し共同研究を行うものであるが、毎年度、学部内で募集し、複数の研究テーマが応募されることもある。学部内で決定された研究テーマについては、頻繁に研究会や講演会、シンポジウム等が開催され、年度末には研究成果が報告書としてまとめられる。この共同研究は、教員の研究進展に供するだけでなく、博士後期課程学生にも研究経費が拠出されるため非常に有益なものとなっている。2003年度は「危機管理と議会」、2005年度は「私法上の権利実現システム」が研究テーマとなっている。

さらに、毎年、国内外から専門家を招き、同志社法学会講演会や学部・研究科主催のシンポジウムなどを実施している。

【点検・評価 長所と問題点】

個々の教員においては、研究成果としての論文等の執筆に当たり、研究者情報データベースにデータ入力されない場合があり、外部に対して明示されないケースもある。

教育活動や学部・研究科運營業務などが増え、研究活動に割ける時間的な余裕が減少しつつある。研究機関としての魅力の減少は、今後の専任教員の確保にも支障をきたしかねないことから、改善が必要である。

【将来の改善・改革に向けた方策】

研究活動の改善等は、教員個々の領域に関係する問題であり、画一的に論じられるものではないと考えられるが、大学全体の教育研究能力を維持し、また充実、発展させるためには、質量ともに十分な、そして、より一層活性化された研究活動が必要であることを教員個人が自覚する必要がある。

資金面では外部からの研究助成を受けるために積極的な働きかけをおこなっていくことが、時間面では、カリキュラムの改革によって、教育負担の合理化を図ったが、さらに在外研究や国内研究の制度の活用を奨励していくことが必要だと思われる。

6－（1）－② 研究における国際連携

【現状の説明】

特に該当するものはない。

【点検・評価及び改善・改革の方策】

国際的な学術交流を促進していくためには、外国人研究者の招聘をまず活発化させていく必要があるし、また、招聘するに際しては、研究会や講義などの連携強化を図るとともに、その成果を『同志社法学』等において積極的に公表していく必要がある。法学部が独自に、組織全体として国際的な学術交流関係を構築し、これを継続的に運用させていくためには、海外の法学部・大学院・ロースクール等との組織的な提携関係を結んでいくことが重要な課題である。研究科については、諸外国のトップレベルの大学から打診を受けており、前向きに考えているが、大学としてのルールが未整備であり、まず、この点の改善が求められる。

6－（１）－③ 教育研究組織単位間の研究上の連携

【現状の説明】

前述したワールドワイドビジネス研究センターは、企業のワールドワイドな行動を政治、法律、経済、環境、経営の各分野からの総合的なアプローチの必要性から生まれたものであり、いくつかの研究プロジェクトが進められている。これらの研究プロジェクトには、総合大学としてのメリットを生かして、法学部、経済学部、商学部、司法研究科から選出された専任教員と他大学および研究機関から派遣された共同研究者が参加している。法学部・法学研究科及び司法研究科の教員が中心の「ワールドワイドビジネスの企業行動における法的な研究」プロジェクトは、京都大学大学院法学研究科民事訴訟法研究室を共同研究機関として研究者を受け入れている。

本学の人文科学研究所やアメリカ研究所では、学際的な共同研究を推進するため、部門研究を設置している。人文科学研究所では、2004年度から2006年度に亘り行われている「同志社社史資料の研究－理事会記録・英文書簡発掘を中心に－」、「同志社大学とアーモスト大学との交流史－明治・大正・昭和」、近代日本の社会運動家－その書誌的総合研究－、「地域社会の変容と地域開発の史的研究－近畿地方を対象に－」、「準政府（Quasi Government）の国際比較研究－特殊法人改革との関連において－」の各部門研究に、計6名の本学部教員が参加（複数の部門研究に参加している場合がある）している。また、アメリカ研究所では、2003年度から2005年度に亘り行われている「The Role of Law in American Life」、「北東アジアの安全保障と日米関係」の各部門研究に、計8名の本学部教員が参加している。

また、本学の研究開発推進機構の日本会社法制研究センターには、法学部・法学研究科及び司法研究科の教員8名が研究員として参加している。

【点検・評価及び改善・改革の方策】

大学全体での競争的あるいは相互乗り入れ学際的研究環境の整備発展、学際的教育組織の展開などに伴い、教員レベルでの研究連携が進んだ。

現在の連携は、各組織に所属する教員のつながりに基づく連携である側面が強い。これを今後より組織的あるいはシステマティックなものにしていくべきなのか否か、その場合の方法などについて検討を進める。

6－（２）研究環境

6－（２）－① 経常的な研究条件の整備

【現状の説明】

教員一人一人には個人研究室を確保し、新任教員にはコンピュータの購入を手当しており、個人研究室におけるインターネットへのアクセスも可能となっている。また、法律関係の国内外のデータベース契約を結ぶことにより、教員には研究教育情報の収集の便を図っている。法学部独自に契約したデータベースと司法研究科(法科大学院)契約のデータベースについては、共用を可能とすることで利用の便宜を図っている。司法研究科図書室とは、申し合わせを交わし、双方の図書室が同様の資格により利用が可能となり、閲覧と貸出がスムーズに行われている。

教員研究室の整備状況については、教員研究室の平均面積は約 18.6 m²であり、研究室以外に研究会等に利用できる共同研究室（42.3 m²）が 3 室（経済学部と共同使用）がある。個人研究室には書架、机、椅子、更衣ロッカー、電気スタンド、ゴミ箱が大学の備品として用意されている。また、研究室は研究会開催等に機能的に利用されている。

研究環境の充実を図るため、3 年前から「図書委員会」が改編され、法学部研究室主任（法学部専任教員が 1 年任期で就任）を委員長とする「研究環境委員会」が新たに設けられ、研究環境の多角的な改善を目指して、活動を展開している。

同志社大学の個人研究費は、専任教員（任期付教員を含む。）1 人あたり年額 49 万円である。その用途範囲は直接研究に関係がある諸経費で、旅費は、個人研究費の範囲内で使用する。海外の学会出張旅費にも充当が可能である。個人研究費以外に、本学部では教員個人の推薦で公費購入できる図書費を 20 万円としている。高額図書などについては法学部研究室共通枠での購入が可能である。これらの図書は、登録し図書室に配架される。海外出張に関しては、個人研究費以外に、30 万円を限度に年 1 回使用可能な外国旅費補助制度があり、本学部教員の 2004 年度実績は 1 件であった。

同志社大学には、専任教員が一定期間、外国において研究または学術調査に専念する在外研究員の制度がある。最近 5 年間に本学部から派遣された在外研究員数は 9 名である。また、専任教員が一定の期間通常の職務を離れ、国内において研究または調査に専念するための国内研究員の制度があるが、過去 5 年間で申請者は 1 名であった。他に同志社大学学術奨励研究費制度があり、個人研究は研究期間 1 年、研究費は 30 万円以上 70 万円以内、共同研究は研究期間 2 年、150 万円以上 250 万円以内である。本学部教員の 2004 年度までの過去 5 年間の採択件数は、個人研究では 3 件、共同研究では 4 件である。なお、学術奨励研究費は、2005 年度から休止となっている。在外研究員、学術奨励研究費については、全学の第 5 章「研究体制の現状と研究への指針・方策」に詳述している。

法学部教員の授業時間数は表 23 のとおりである。

表 23. 法学部教員の授業担当時間数（2005 年度）

	教授	助教授	講師
最高担当時間数	18.0	14.5	8.0
最低担当時間数	6.0	6.0	8.0
平均担当時間数	12.2	11.7	8.0

* 大学院科目の担当時間も含む。

【点検・評価 長所と問題点】

研究費、施設のいずれの面から見ても、現在のところ、他大学と比較して、研究環境に特段の問題はないものと思われるが、一層の充実を目指して、両面での改善が必要と考える。とりわけ、施設面では、専任教員の到達目標数である 57 名分の個人研究室が光塩館だけでは用意できないため、近々に、何らかの具体的な手立てを講じることが必要である。

また、大学間での競争の激化の影響、カリキュラム改革、法科大学院開設等に伴い教育及び行政量が増大し各教員の負担が増し、分野によっては適切な研究時間の確保が困難になっている場合がある。教育の必要性に応じた教員人事を進めているものの、カリキュラムや法科大学院との兼担等で全体のバランスの不均衡や行政量の偏りがあるために、教育

研究活動に支障が生じている分野もある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

研究費の充実のため、外部資金の獲得に向けた積極的な働きかけが必要と考える。施設面でも、光塩館が、建造されて約30年になることから、書庫スペースが逼迫しており、増改築を含めた対応が必要である。

教員の負担については、現時点では特別な施策は考えられていない。ただし、研究時間確保のためには行政負担と教育負担のバランスを考慮する施策やサバティカル制度の創設（あるいは国内研究員制度などの活用）が考えられる。

6－（2）－② 競争的な研究環境創出のための措置

【現状の説明】

科学研究費補助金の申請、採択の状況は表24のとおりである。

表24. 科学研究費補助金の申請・採択状況

学 科	2002年度			2003年度			2004年度		
	申請	採択	採択率	申請	採択	採択率	申請	採択	採択率
法律学科	4	2	50.00	4	2	50.00	9	6	66.66
政治学科	3	1	33.33	2	2	100.00	3	2	66.66
合 計	7	3	42.85	6	4	66.66	12	8	66.66

* 採択数には継続分を含むため申請数よりも採択数が多い場合もある。採択率は申請数に対する新規採択数の比を%で示した。

【点検・評価及び改善・改革の方策】

徐々に増加しているが、必ずしも活発な応募状況とは言えない。教員個々の自覚が肝要であるが、さらに全学的な奨励に取り組むことが必要である。

大学として、2005年度から個人研究費の制度をデュアルサポートシステムへ再編されたが、その推移を見ていきたい。第5章「研究体制の現状と研究への指針・方策」に詳述。

6－（2）－③ 研究上の成果の公表，発信・受信等

【現状の説明】

研究論文や研究成果の公表を支援する措置として、同志社大学学術奨励研究費規程に基づく研究成果刊行助成費の制度（本学部教員の2004年度までの過去5年間の採択件数は2件）、及び、本学で開催する学会に対する学会補助金（2004年度2件、2005年度2件の申請あり）がある。

専任教員の研究成果については、研究論文を法学部の研究紀要である『同志社法学』誌上に投稿することが可能である。昨年より、『同志社法学』は、インターネット上でも、PDFファイルの形式で、公表している。また、法学部Webページでは、各教員の研究業績を公開している。

『同志社法学』のWeb上での公開については、国立情報学研究所の「研究紀要公開支援事業」に参加することにより、『同志社法学』における掲載論文のうち、ネット公開の許諾のとれた論文のフルテキストを、NII論文情報ナビゲータ（C i N i i）を通じて公

開することが可能となった。『同志社法学』については、本学部オリジナルWebページよりアクセスできるようになっている。なお、本学部オリジナルWebページには、『同志社法学』のタイトル一覧を掲載している。研究成果の発信としては、法学部研究室を通じて『同志社法学』の交換（国内370件、海外210件）を行う一方、受信面では、多数の研究紀要の受け入れを行うとともに、蔵書として利用に供している。

【点検・評価 長所と問題点】

『同志社法学』は、通常号年6号（+記念論集）が順調に刊行されており、研究成果の公表に一定の役割を果たしている。なお、記念論集が発行される年度は年7号以上刊行されている。成果の公表手段の多様化に向けた検討が求められている。

学術奨励研究費の個人研究、共同研究は、2005年度から休止となったが、研究成果刊行助成費については、引き続き実施されている。

これまでのところ、継続的に購入すべき学術資料については、可能な限り継続的に購入してきており、また、他大学の研究紀要についても多くを受け入れてきたので、所蔵資料は充実度を増しており、利用者の便に供している。

【将来の改善・改革に向けた方策】

現在受け入れている成果公表物については、継続的に受け入れることを想定しているが、保管・活用等の観点から、保管場所の問題を解決する必要がある。また、定期刊行誌の電子公開だけでなく、個人研究や共同研究の成果をどのように公表していくか等、新しい時代の公表のあり方を早急に検討し、組織的制度的な整備を図る。

6－（2）－④ 倫理面からの研究条件の整備

【現状の説明】

著作権の保護を図り、①著作権保護を啓蒙するポスターを掲示し、②所蔵文献のコピーにあたって、「法学部・経済学部研究室図書室資料の複写について（願）」（添付資料参照）に必要事項を記入し、提出することを求め、複写条件の遵守を促すとともに、同申請書を記録として保存している。

2005年度から新たに「同志社大学研究倫理規準」、『同志社大学「人を対象とする」研究倫理規準』が制定され、それぞれの規準に関する委員会が設置された。

【点検・評価及び改善・改革の方策】

著作権の遵守等の重要性を一層徹底する必要がある。

年に1度、知的財産権法のコンプライアンスのための講習会を実施するなど、実践的活動の開始を検討する。

研究倫理意識の高揚や啓発のための施策、「人を対象とする」研究計画の審査などは、これから、各委員会において検討あるいは審議されることになる。今後の制度の運用、実施状況を見守る。

7. 施設・設備等

法学部の施設・設備については、法学研究科と共通する部分が多く、特に、断りのない限り学部・研究科を含むものとして記述する。

7- (1) 施設・設備等の整備

【現状の説明】

法学部の1・2年次生の授業は主に京田辺校地で、3・4年次生及び大学院の授業は今出川校地で行っている。教室については、全学共通施設のため、第10章「大学の管理運営」―施設・設備等で詳述する。

扶桑館3階に、法学部専用施設として、演習準備室15室(小13室、大2室)、自習室1室、学生ラウンジ2室がある。演習準備室には、スクール形式の1室を除き、パソコンおよびプリンターを配備(15台)しており、学生は自由に使用できる。学生ラウンジには、プレゼンテーション用設備として、大型のディスプレイを設置し、CNNやBBC放送が視聴できるようになっている。また、2年次演習、3年次演習、4年次演習の各クラスごとのロッカーが設置されている。自習室には、54台のキャレルを設置し、学生の学習に供している。

法学・経済学・商学・総合政策科学・アメリカの5研究科の大学院共用棟として博遠館、講武館の2棟がある。この2棟に法学研究科用としては、教室、学生の共同研究室・演習室、共同図書室およびラウンジがある。法学研究科専用の大学院学生共同研究室(26室)は、後期課程の学生と前期課程の学生が共同で使用しており、椅子・机・書架・更衣ロッカーが準備されている。図書室については、法学・経済学・商学研究科学生の共通施設で、図書室、図書4万2千冊、和雑誌605種類、洋雑誌482種類を配架しており、またパソコン、ビデオデッキ、図書検索性パソコン、複写機等も設置している。法学研究科では、大学院生のための図書費を年間430万円計上しており、図書の選定等は院生会の自治に委ねている。購入された図書は大学院共同図書室に所蔵される。

大学院生が主に利用する図書は、このほか、総合情報センター(中央図書館)、法学部研究室図書室、研究所、他学部研究室図書室などに所蔵されているが、これらの図書・資料の書誌データについては、オンライン・データベースが構築されており、学内外からインターネットで検索可能である。

学生研究室がある博遠館と講武館には、大学院生用のラウンジが、法・経済・商・総合政策・アメリカ研究科共用で、3室であり、ソファ、テーブル、電気湯沸し器などが設置されている。

法学部・法学研究科教員の教育研究施設としては、光塩館に個人研究室、図書室、情報室、会議室、ラウンジ等が整備されている。図書室については、法学部および法学研究科の学生も、一定のルールの下に利用を認めている。図書室には、2005年4月1日現在、蔵書114,244冊(洋書71,166冊、和書43,078冊)、雑誌2,843種(洋雑誌1,900種、和雑誌943種)を配備している。

【点検・評価 長所と問題点】

従来、学生数に比してコンピュータおよび各種情報機器の数がかなり少なかったという状況に比べれば、現在なお十分とはいえないながらも、整備は確実に進行しつつある。しかし、全体的には狭小を問題とせざるを得ない今出川キャンパスにおいては、教室不足の問題がなお残っている。

法学研究科の施設については、学生共同研究室は大学院設置基準を満たしており、講義室、演習室も整備されている。図書室は、共同施設であるが、社会科学系大学院学生の共

同利用であり、図書・資料の整備という点から、また、情報機器の共通利用という点から効率的・効果的な管理運用が可能となっている。判例集など常備が必要な図書、資料は図書室に整備されている。他の専門的な文献・資料等の配備については、法学研究科学生は、法学部研究室（光塩館）の書庫利用に便宜を図っており、学修上特に問題はないと考えている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

次項とも関係するが、短期的には現有施設をより効率的に利用することによって現状を改善するとともに、今後予想されるキャンパス内にある中学校の移転を機に、施設・設備の本格的な見直しを行う。

7－（2）キャンパス・アメニティ等

第10章「大学の管理運営」に記載する。

7－（3）利用上の配慮

【現状の説明】

大学として、障がい者に対する支援上の諸問題に関する大学の方針・方策の決定と問題の解決に資するために「ノーマライゼーション委員会」を設置して、全学的に支援措置を講じている。

光塩館、扶桑館の出入り口はバリアフリー化し、館内にはエレベーターを設置し、車椅子利用者の便宜を図るとともに、館内には点字ブロックを整備している。

扶桑館の演習準備室は学生が自由に利用できるようにしており、開講期間は21時まで、ゼミでの報告の準備等に活用できるようになっている。

施設の利用については、当初一律に大学休業日には利用できなかったが、現在では自習室とラウンジについては、年末年始の一定期間を除いて9時から17時まで利用できる。

【点検・評価及び改善・改革の方策】

施設・設備等の利用については、障がい者にも十分に配慮したものであり、現時点では特段の問題はないと考える。

演習準備室は、概ね好評であり、利用者はすべて法学部学生であるので、帰属意識の醸成にも役だっている。自習室は静けさが保たれ、特に各種資格試験の志望者にとっては最適の場所となっている。

休日においても勉学に利用できる独自の施設を確保していることによって、学生の意欲とニーズに応じているが、専従の職員が配置されていないこともあって、準備室の予約や鍵の受け渡しなどが繁雑である、との学生の声もある。

当該施設には、専従の事務職員を配置していないが、現状ではこれ以上の配慮は困難である。

7－（4）組織・管理体制

【現状の説明】

法学部が利用している施設についても、基本的には大学（施設部）が管理しているが、運営管理については、法学部・法学研究科事務室が担当している。具体的には、自由に利

用できる自習室およびラウンジとは異なり、演習準備室については、使用する日・時間帯を前もって予約することとし、当日の鍵の受け渡しや利用状況のチェックを行っている。

防火責任者は、教室が教務課長、研究室が法学部研究室係長である。

【点検・評価 長所と問題点】

維持・管理面については特に問題は感じられない。扶桑館3階の利用も5年間を経過したが、現在とはとくに大きな問題は生じていない。しかし、可能であれば、専従の事務職員あるいは嘱託などの配置が望ましい。

【将来の改善・改革に向けた方策】

今後、キャンパス整備の動きもあり、将来的にはさらに大きな規模での学生サービス拡充も考えられる。そこで、現状の問題を把握しつつ、さらなる環境整備のための準備を整える必要がある。